

令和6年 9月 2日

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 11号

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第2条 略 2 略 3 市民病院に医療安全管理室、感染管理室、 医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨 床研修センター、患者サポートセンター <u>及 び物流管理センター</u> _____を、木曽川市民病院に医療安全管 理室をそれぞれ置く。 4～8 略 (事務分掌) 第4条 病院事業部及び経営企画課並びに事 務局の管理課、医事課及び業務課の事務分 掌は別表第1に、診療局、薬剤局、医療技 術局、看護局、医療安全管理室、感染管理 室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒 後臨床研修センター、患者サポートセン ター <u>及び物流管理センター</u> _____の事務分掌は別表第2に掲 げるとおりとする。 第6条 病院に次の職員を置く。 (1)～(7) 略 (8) 市民病院の卒後臨床研修センター、 患者サポートセンター <u>及び物流管理セ ンター</u> _____に センター長 (9) 略 2 病院に次の職員を置くことができる。	(組織) 第2条 略 2 略 3 市民病院に医療安全管理室、感染管理室、 医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨 床研修センター、患者サポートセンター、 <u>物流管理センター及び治験・臨床研究管理 センター</u> を、木曽川市民病院に医療安全管 理室をそれぞれ置く。 4～8 略 (事務分掌) 第4条 病院事業部及び経営企画課並びに事 務局の管理課、医事課及び業務課の事務分 掌は別表第1に、診療局、薬剤局、医療技 術局、看護局、医療安全管理室、感染管理 室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒 後臨床研修センター、患者サポートセン ター、 <u>物流管理センター及び治験・臨床研 究管理センター</u> の事務分掌は別表第2に掲 げるとおりとする。 第6条 略 (1)～(7) 略 (8) 市民病院の卒後臨床研修センター、 患者サポートセンター、 <u>物流管理セン ター及び治験・臨床研究管理センター</u> に センター長 (9) 略 2 略

(1)～(9) 略 (10) 市民病院の卒後臨床研修センター、<u>患者サポートセンター及び物流管理センター</u>に副センター長、専任課長、課長補佐、主査、主任、薬剤科長、副技師長、科長補佐、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任 (職務権限) 第8条 略 2～7 略 8 技師長、室長及びセンター長(卒後臨床研修センター、患者サポートセンター<u>及び物流管理センター</u>のセンター長に限る。)は、上司の命を受け、担当の専門的業務に従事し、所属職員を指揮監督する。 9～16 略 別表第2(第4条関係) 略 物流管理センター 略	(1)～(9) 略 (10) 市民病院の卒後臨床研修センター、<u>患者サポートセンター、物流管理センター及び治験・臨床研究管理センター</u>に副センター長、専任課長、課長補佐、主査、主任、薬剤科長、副技師長、科長補佐、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任 (職務権限) 第8条 略 2～7 略 8 技師長、室長及びセンター長(卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、<u>物流管理センター及び治験・臨床研究管理センター</u>のセンター長に限る。)は、上司の命を受け、担当の専門的業務に従事し、所属職員を指揮監督する。 9～16 略 別表第2(第4条関係) 略 物流管理センター 略 <u>治験・臨床研究管理センター</u> (1) <u>治験に関すること</u> (2) <u>臨床研究に関すること</u>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。